

「エコ事業所」登録制度実施要領

1 目的

この要領は、エコ事業所応援事業として実施する事業所の「エコ事業所」登録制度について必要な事項を定める。

2 登録制度の内容

省エネルギー・省資源などの地球温暖化対策に取り組む旨の「エコ事業所」宣言を募集・登録することにより、事業所の具体的な取組を促進する。登録事業所に登録証を交付し、県の刊行物などで広く紹介するとともに、取組が優秀な事業所を表彰する。

3 募集概要

(1) 募集対象

福岡県内に事務所等がある、全ての事業所を対象に広く公募する。

(2) 募集内容

事業所による、電気、ガソリン使用量の削減をはじめとする省エネルギー・省資源などの地球温暖化対策に取り組む旨の「エコ事業所宣言」

(3) 応募方法

ア エコ事業所に登録しようとする事業所はエコ事業所宣言書（以下「宣言書」という。）（様式1号）を福岡県 環境部 環境保全課（以下「県」という。）に提出する。

イ エコ事業所に登録しようとする事業所のうち、宣言書の表題部中「事業所」とあるのを別の用語に読み替えて宣言しようとする事業所は、エコ（ ）宣言書（様式2号）を県に提出する。

4 登録等

(1) 県は、3(3)の規定に基づき宣言書を提出した事業所に対し登録証（様式3号）を交付する。ただし、3(3)イの規定に基づき宣言書を提出した事業所に対しては、登録証の表題部中「事業所」とあるのを別の用語に読み替えた登録証（様式4号）を交付する。

(2) 県は、エコ事業所に登録した事業所（以下「登録事業所」という。）に対し、「福岡県地球温暖化対策ロゴマーク使用要領」の規定に基づき地球温暖化対策ロゴマークの使用権を与える。

(3) 登録の有効期間は、登録又は更新した年度の翌年度末までとする。

5 実施報告

(1) 登録事業所は別途定める実施報告書により、前年1年間（原則4月1日から翌年3月31日まで）に当該事業所が実施した取組状況を県に報告する。

(2) 実施報告書の提出期間は、原則として4月1日から5月31日までとする。

6 登録の変更・取消

(1) 変更の届出

登録事業所は3(3)の規定に基づき提出した宣言書の記載事項に変更があった場合には、エコ事業所変更・廃止届出書(様式5号。以下「変更等届出書」という。)を、速やかに県に提出する。

(2) 廃止の届出

登録事業所は登録の取消しを求める場合には、変更等届出書に登録証を添えて、県に提出する。

(3) 取消

登録事業所に制度の運営に重大な支障をきたすと判断する状況が生じた場合、県はその登録を取り消すことができる。

7 登録更新

登録事業所の登録は、自動的に更新される。ただし、5の規定に基づく取組状況の報告を行わなかった場合及び6(3)の規定に基づき、その登録が取り消された場合は除く。

8 県の支援等

(1) 地域貢献活動の評価

登録事業所を福岡県の競争入札参加資格審査に係る地域貢献活動評価における加点の対象とする。

(2) 事業所の周知

県はエコ事業所の普及等を図るため、エコ事業所一覧表を作成し、県ホームページへ掲載するなど、県民等への周知に努める

(3) 情報提供

県は登録事業所に省エネルギー・省資源などの地球温暖化対策に係る情報提供などに努める。

9 取組結果の表彰、公表

県は5(1)の規定に基づき報告された取組について、効果的な取組やユニークな取組を実施するなど、他の事業所の模範となる取組を実施した事業所を表彰し、公表する。

10 エコアクション21の普及等

県内の事業所の環境に配慮した自主的な取組を推進するため、「エコアクション21」(環境マネジメントシステム)の認証取得の促進を図ることを目的に、県内でエコアクション21導入セミナー及びエコアクション21取得講座を実施する。その開催等に関し必要な事項は別途定める。

11 補足

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は平成19年8月31日から実施する。

附 則

この要領は平成21年1月19日から実施する。

附 則

この要領は平成23年2月10日から実施する。

附 則

この要領は平成25年3月31日から実施する。

附 則

この要領は平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要領は平成31年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の要領7の規定は、平成30年度に登録した事業所については、平成32年4月1日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。